

令和6年加美町議会第4回臨時会会議録第1号

令和6年8月28日（水曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	石山敬貴君
副町長	千葉伸君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木実君
企画財政課長	内海茂君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄司一彦君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	伊藤一衛君
地球温暖化対策室長	早坂卓君
税務課長	猪股良幸君
農林課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	後藤勉君
商工観光課長	阿部正志君

建設課長	村山昭博君
保健福祉課長	森田和紀君
こども家庭課長	鎌田征君
上下水道課長	塩田雅史君
会計管理者兼会計課長	相澤栄悦君
小野田支所長	齋藤純君
宮崎支所長	鎌田裕之君
総務課課長補佐	内出泰照君
教育長	鎌田稔君
教育総務課長	遠藤伸一君
生涯学習課長	浅野仁君
代表監査委員	田中正志君

事務局職員出席者

事務局長	青木成義君
次長兼議事調査係長	尾形智弘君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主事	今野寿弥君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第11号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 報告第12号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 5 承認第 7 号 専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第5号））
- 第 6 議案第55号 訴えの提起について
- 第 7 議案第56号 令和6年度加美町一般会計補正予算（第6号）

第 8 議発第 3 号 事務調査に関する決議案について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午前10時05分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、ご起立願います。おはようございます。着席願います。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年加美町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番伊藤由子さん、9番木村哲夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

お諮りいたします。日程第3、報告第11号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）及び日程第4、報告第12号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）、以上2件は会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第11号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）及び日程第4、報告第12号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）は一括議題とすることに決定いたしました。

日程第3 報告第11号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

日程第4、報告第12号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（早坂忠幸君） 本件について報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 皆様、改めましておはようございます。本日の臨時議会、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第11号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）と、報告第12号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）以上2件は関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、令和6年5月8日午後3時50分頃、加美町字鹿原田谷地二ノ地内の町道において、森林整備対策室職員が公用車を運転中、前方不注意により対向車線にはみ出し、走行してきた相手方車両に接触し、乗車していた相手方2名を負傷させたことに対し、過失割合が町100%として、それぞれ賠償額が決定したものでございます。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することに当たることから、今回専決処分をしたものであります。以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第11号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）及び報告第12号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第5 承認第7号 専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第5号））

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、承認第7号専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第7号専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第5号））についてご説明申し上げます。

本件は、一般会計歳出予算において、早急に予算措置をしなければならない案件がございましたので、地方自治法第179条に基づき、歳出の総額を補正前と同額の139億4,276万円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、行政訴訟の提起に伴う訴訟供託金を追加し、予備費を同額減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 4ページの上段、21節補償補填及び賠償金820万円の訴訟供託金が計上されておりますけれども、訴訟供託金とはどういうものか。

また、どういう目的を持って供託するのか。納付先はどこか。併せて、820万円の算定根拠を説明してください。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木実君） はい、総務課長です。

仮処分命令に関する供託金についてでございます。供託金としましては、ゴルフ場の土地について仮処分命令を裁判所に申し立てるために、担保として法務局に納める供託金になってございます。

仮処分というものは、訴訟前提として行うものでございまして、訴訟の前に早急に対応しないと、譲渡・抵当権設定などによって土地の所有権が別の者に動いてしまうというようなことを防ぐために、暫定的な保全措置として裁判所が行う処分でございます。

それに対して、町のほうでは、法務局に対して保全処分についての供託金を積みまして、その手続きを820万円で手続きをしたということでございます。

ゴルフ場の土地については、全部ではなくて一部というところで、それにかかった供託金が820万円、お金の支出先は仙台の法務局ということでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、総務課長から説明があったんですけども、選挙の時の供託金のことを考えますと、無責任に立候補を防ぐためにある選挙時の供託金の場合、公選法に基づいて立候補をした時に法務局に納付して、一定以上の結果を残した場合には返還されて、そうでな

い場合は没収されることになっております。

今回の本訴訟案件の供託金が、どのような状況になった時に返還されて、または没収されることがあるのかどうか。この820万円は町民の血税であります。この辺説明をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木実君） はい、総務課長です。

供託金につきましては、議員ご指摘のとおり、訴訟でございますので、訴訟に敗訴といえますか、そういう場合には没収される内容のものになってございます。そういったものを含んでの、趣旨の供託金ということになってございます。

特に町側の趣旨が認められれば、戻ってくるというような内容の供託金になってございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 没収ですね、この供託金、どういう状況になったときに没収されるかというのを再度答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一点、今回訴訟に関して、7月9日に弁護士委託料165万円を含む訴訟対応費として292万1,000円。そして、今回、訴訟供託金820万円が続けて専決処分されております。

地方自治法179条はこのように謳っております。特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと条件を明示しております。

あくまで、迅速な対応が求められる災害時などに活用される、極めて限定的・例外的手段としての専決処分と私は理解しておりますが、今回の専決処分は地方自治法179条に規定する「特に緊急を要する」案件なのかどうか、議会を招集する時間が本当になかったのかどうか、いささかの疑問が残ります。専決処分の乱用は厳に慎むべきであります。今後の対応を含め、考えをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木実君） はい、総務課長でございます。

供託金につきましては、先ほど訴訟に敗訴した場合には没収というようにお話しましたけれども、没収されるものではないというところでございます。修正させていただきます。

それから、地方自治法の179条における専決処分の乱発ということで、議員さんおっしゃるとおりでございます。災害時にどうしても早急に予算措置しなければならないというようなものの他に、今回につきましては、町がゴルフ場の土地を早急に仮処分申請しなくてはならないというような訴状案件がございましたので、こういった処分を取らせていただいたというこ

とですので、ご理解をいただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。1番尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 訴訟に対する反対討論ですけど、今いいんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） もう一度、反対討論ですか。この案件についての反対討論になりますか。補正予算であれば、今、補正予算ですので、これに反対討論であれば許可はしますけれども、違いますか。

○1番（尾出弘子君） 訴訟の提訴に対する反対討論です。

○議長（早坂忠幸君） そうですか。じゃあ、次の案件ですね。

○1番（尾出弘子君） すいません。

○議長（早坂忠幸君） その他、討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認第7号専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第5号））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって承認第7号専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第5号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第55号 訴えの提起について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第55号訴えの提起についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第55号訴えの提起についてご説明申し上げます。

やくらいゴルフ場の存続とやくらい地区の自然環境保全を優先することを前提条件として、令和3年4月23日、ゴルフ場運営会社は、土地を担保に融資を受けたいという名目で、町からゴルフ場の土地を取得しました。

ところが、その同日中に、ゴルフ場運営会社と太陽光発電事業者の間で、当該土地に75メガ

ワット規模の太陽光発電設備を設置することを目的として明記された売買契約が締結され、条件付所有権移転仮登記が行われたことを、町は後日確認しました。

また、太陽光発電事業者においては、環境影響評価など開発に向けた手続きが進められています。

その後、令和5年6月30日、太陽光発電施設の開発などを行うことを目的とした事業者に、所有権が移転されたことを、町は後日確認しました。

さらに、令和6年1月、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会において、ゴルフ場運営会社からゴルフ場の閉鎖について、太陽光発電事業者からは、当該ゴルフ場の土地における太陽光発電施設の開発について、それぞれ意思表示されました。

これら事業者による一連の経緯を踏まえ、ゴルフ場運営会社と太陽光発電事業者を相手に、当該ゴルフ場の土地について、町が所有権を有することを確認すること。

また、太陽光発電事業者に対し、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案資料として、訴状の要約書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） カナディアンの子会社が、所有権の確認を求めて提訴をしたわけですね。

そしてその後、町では、土地の返還を求めて訴えを起こそうとしているわけですね。

内容は同じなんですね。所有権をめぐる争う。却って、被告者となって堂々と争ったらいんじゃないのかな。二重に裁判を起こす必要はないんじゃないかなと思うわけですが、そのほうが却って、人的、金銭的な負担が少なく済むのではないかなと思うんですが、この辺の考え方。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 佐藤議員からいただいたご質問なんですけれども、カナディアン・ソーラーのほうが訴えの提起を起こしたといったようなこと、8月の中旬の新聞報道等で、新聞報道等がございました。

私たちとしても、その訴状内容というものを精査したく、その訴状が町に届くのを待ってい

る状態ではございますけれども、訴状の内容が届いておりませんので、はっきりと分からない状態が続いております。

その一方で、何度か議会等でもお話しさせていただいているように、この問題に関しては、先ほど、私が読み上げさせていただいた内容におきまして、訴訟の準備を進めてまいりました。

ですので、そちらの内容は不確かなものがございますので、これを先発させて、内容確認までできておりませんので、先発させるといったような考えでございます。

新聞報道であったことが、内容が事実かどうか、または、そこで報道されていることが、どのようなことなのかということ、確認できないうちは、同じかどうかを確認することができませんので、このように準備が整いましたので、先発させていただいて、訴訟を提起させていただきたいという考えでございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） チームトレインからの意見書をご覧になっているかと思いますが、その内容は、テレビで石山町長が土地転がしと発表したことがだいぶショックなようです。そして、内容を確認してから発言してほしかったと。こういった内容のようです。大変失望しましたと。テレビ、新聞、インターネットでこのことが報道され、ゴルフに来る方もキャンセルが相次ぎ、さらに経営は厳しくなったと、今の状況のままでは到底納得できませんということです。

この内容からすれば、損害賠償を求められる可能性もあるかと思いますが、この点についてお尋ねいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 実質、争訟状態に入っております。

これは、何度もお話しさせていただいているとおりです。議員、ご指摘のようなこともあるかと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） もし、敗訴となった場合、どういった責任が取られますか。

町長のこういった言動が発端となったということも考えられるわけですが、この点について。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） これから裁判を行っていくことになるかもしれませんが、まだ、先ほどの向こう側から、そのような名誉毀損とかで訴えられているわけではございませんので、それをさらに段階踏まえて、とびとびの二重仮説のようなことに対しては、今、お答えするような時じゃないかというふうに思っております。

○議長（早坂忠幸君） その他、質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今、基本的なことについて佐藤議員が質問しましたので、私はちょっとこう、確論というか、個々のことについて確認したいと思います。

というのは、業者からの訴状をまだ見ていないということを、私は知らなかったので、業者からの訴えの訴状をきちんと見てからでも、それを確認した上で、町が訴えを起こしてもいいのではないかというふうになんてずっと考えていました。

まだ訴状を見ていないということが、今、分かりましたので、その主張の違いが確認できないんだなということを、今、私自身が理解しているところです。

というのも、2つの訴えられている裁判と、それから町が原告として起こそうとしている裁判、この2つの裁判に対応していくということについて、私はとても気になっています。

というのは、弁護士はどちらにも対応して、1人の弁護士がどちらの裁判にも対応していくのかということと、それから、公金の負担が生じるわけなんですけど、そういうことと、職員の負担はどうなっているのかなって、そういった裁判に対応するチームを作ってやっていくのか、それとも、通常の仕事をしながらか、それに対応していくのか、そういった2つの負担について、まずは気になっていますので、それについてどう考えてやっていこうとしているのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ご質問いただきましてありがとうございます。

訴訟に関しましては、私も今後、その内容というものが届かない限りは、また中身というものが分かっていないというのは、先ほど佐藤議員にお答えしたとおりでございます。

今回のことに関しましては、まず、令和3年4月23日の、この即日転売が詐欺行為に当たるとはならないかといったようなこと、そして、この議会においても、議員の皆様方を欺罔し、そして、売買を決定させたといったような立て付けで行わせていただくものでございます。

当然に、伊藤議員ご心配のように職員の負担も増えます。私自身又は執行部の負担も増えます。そして、また議員の皆様にも、様々な今回書類を提出させていただいております。

当然に、それを読み砕いていただきながら、議会でも調査をやっていただけるものと私は信じております。

つまり、皆さんが負担は増えるのは、これ事実ではございますけれども、今回のようなことがあっていいのか、町として、そのようなことを認めていいのかといったような問題かと私は認識しております。

ですので、議会を欺罔して、町を欺罔してといった部分で、これご異議ないというようなことでございますから、先般の再エネ特別委員会においても、全会一致で反対議決というものをいただいているものだと私は思っております。

その判断と共に、今回の裁判の提訴ということを今日議会に提出させていただいてる次第でございます。ご理解の段よろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） そういった町長の考えは何度か聞いておりますので、今も確認いたしました。

ゴルフ場の継続をするはずだったのに、その意思があったか、なかったか、そのことがはっきりしていなかったにも拘らずというふうな説明が再三されておりますが、そのことを立証するような、こちらとしてね、裁判に関わるので、そんなにはっきりはできないのかもしれませんが、ゴルフ場継続の意思があったかどうかということに関しての調査というか、確認というか、そういったことはしていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） はい、ありがとうございます。

今、伊藤議員おっしゃっていただいたことが、まさに裁判の争点になってくるかと思っておりますので、そこは、それこそ、まさに裁判でそれぞれの主張というものがぶつかり合うことになるかと思っておりますけれども、そこで、それが証明させていかなければならない立場が、今の町の立場でございます。

ですので、先ほど読み上げたのは強い言葉にはなっておりますけれども、これが訴訟の内容であるといったようなことをお伝え申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 田寄社長が議会に来て、これからもゴルフ場を継続していきたいという意思の発言を、議会でも全員が一緒に、共に聞いております。同じ場所で。

その時に私たちもそれは信じて、そうだろうというふうに信じたわけですよ。そして、決定をしたわけなんです。

現場も見に行きました。社長の案内で。今までやってきた、大変なコロナで2年間も収入が全くなかったこととか、猪にやられて、何度も何度もゴルフ場を整備したけれども、大変な苦勞をしながらここまでやってきて、ここをずっと継続してやっていきたいという思いも聞きました。

そういった時に私たちは、そういう誠意があって、何とかしていこうと思っていたんだというふうに私たちは感じた、私は少なくともそう感じました。

それを騙されたとか、意思がなかったにも拘らず、錯誤に基づいてこういったことが起きているんだということを確認するということは、大変難しい、形にできるものなのかどうか、そういったことを、どういった方法でそれを私たちは確認していくのか。

先ほど、議会でも事務調査をするということ、今後も継続してやっていくということを確認したばかりなんです、そのことについて、私は確認の方法というのはどういう方法でやっていくのか。裁判とは別に、議会としてもやっていく必要があるとは思っていますが、そのことについて何かもう一言ありましたらお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 伊藤議員、申し訳ございません。

議会のこれからの調査のやり方をですね、私、又は執行部に聞かれてもどうしようもございませんので、違いますか。私の回答は的はずれでございましょうか。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さんに申し上げますけれども、議発の第3号でその案件出ますので、その段階で言うのであれば、提案者のほうから説明があると思います。

○8番（伊藤由子君） 言っていることが違いますので、訂正いいですか。

○議長（早坂忠幸君） 言っていることが違うんですか。どうぞ。

○8番（伊藤由子君） すみません。

議会でも同様のことをしていくというふうに決めたばかり、確認したばかりなんです、町としても、この錯誤だったのかどうかということの確認を、裁判を続けるにあたって、どんな方法で調査していくのか、確認していくのかということについて、更にもう一度、町長のお考えがありましたらお聞かせくださいという意味で言いました。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） はい、ありがとうございます。

そのような質問でしたらですね、町としてはですね、これまで町に残っています、このチームトレイン又はカナディアン・ソーラーに関しまして、議会の皆様にもご提出させていただいた物と同等、又は出していないものはないとは思いますが、まずは外形的な書類とか、記録というものを全て担当の者が読み込んで判断しております。

ですので、もう一度言いますけれども、町の調査というものも行っていた過程におきまして、今回の裁判につながっていったようなこと、先ほどのような疑念が生じていると

いったようなこと、これをご理解いただければというふうに思っております。

ですので、一つの調査の結果、やはり裁判に、民事訴訟に訴えるといったようなこと、これが一つの調査の途中経過だというふうにご認識いただければというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。1番尾出弘子さん。

討論がありますので、まず、原案に反対者の討論を許可いたします。1番尾出弘子さん。

〔1番 尾出弘子君 登壇〕

○1番（尾出弘子君） 反対討論をいたします。

本議会に提出のカナディアン・ソーラー及びチームトレインに対する訴訟に対し、反対の立場で討論します。

まず、本案件については、新聞報道によりますと、8月5日にカナディアン・ソーラーの子会社、CS宮城加美町合同会社から提訴されたとあり、CS宮城加美側は、町と敵対したいわけではなく、裁判を通じて土地に関する事実関係を整理した後、改めて住民説明会を開きたいとその理由を語っています。

そのような状況の中、なぜ町があえて公金を使い、職員の負担を増やし、カナディアン・ソーラーを提訴するのでしょうか。その必要性が理解できません。

提訴の法廷の場で、堂々と町長の考えを主張し、土地に関する事実関係を明らかにすれば済むことではないでしょうか。

町長や周りの方々が、詐欺や共謀と度々口にはしているところを見ると、おそらく民法93条第1項の詐欺又は脅迫による意思表示は取り消すことができるの条文に基づき、町とチームトレインとの契約を取り消し、また、チームトレインとカナディアン・ソーラーが共謀したとして、カナディアン・ソーラー側にゴルフ場の土地の返還を求める考えなのではないでしょうか。

しかし、そもそも町長が7月8日の記者会見で語った、チームトレインが2021年、令和3年4月に、町が所有していたゴルフ場の土地を9,500万円で買い取り、町には伝えず、その日のうちに4億円で外資系企業に売却していたという発言は事実と異なるのではないのでしょうか。

チームトレインから町長に提出された意見書には、ゴルフ場の土地・建物について移転がなされたのは、令和5年6月30日であり、メディア等では言われているような9,500万円で町から買い戻し、その日のうちに4億円で売買したという事実はありません。4月23日に行ったのは、条件付移転仮登記だったのとあります。

これが事実であれば、そもそも詐欺や共謀を主張し、契約を取り消し、カナディアン・ソーラーに土地の返還を求めることは無理な話ではないでしょうか。公費を使い、勝訴の可能性の低い裁判を起こすことに反対します。

さらに、チームトレインは意見書の中で、テレビ、新聞、インターネットでこのニュースが流れた後は、加美町の各会社のコンペの予約や、個人のお客様の予約のキャンセルが相次ぎ、ゴルフ場の運営はさらに厳しい状況となりましたと、営業上多大な損失が生じていることを訴えています。

その上で、加美町と町長からの言葉として、真実を世間の皆様にお伝え願えますでしょうか、と要望しています。

町長が行うべきことは、民事訴訟や刑事告発することではなく、事実確認をし、真実を語ることではないでしょうか。

また、町長が真実を語らず、チームトレイン側から業務妨害等で訴えられた場合、議員全員の賛同を得た上で訴えましたと責任を押し付けられるのでは、甚だ迷惑な話です。

ですから、この議案に賛成するわけにはいきません。

以上の理由から、町として1,000万円以上の費用をかけて、カナディアン・ソーラー及びチームトレインを提訴することに改めて反対いたします。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。6番高橋聡輔君。

〔6番 高橋聡輔君 登壇〕

○6番（高橋聡輔君） 私は、議案第55号に対し、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、専決第9号令和6年度加美町一般会計補正予算に関するものでも認めてきたように、今まで加美町議会は、町と一丸となり、加美町の自然・財産を守るため、やくらいゴルフ倶楽部に関する土地の売買契約について、事の真相解明のために、特別委員会にて何度も議論を重ね、その結果、7月5日に特別委員会全会一致により、詳細を明らかにすべく、議長に報告し、議長より町執行部に対して、経緯を明らかにするため、資料を提出すること、また調査をすることを要請してまいりました。

その結果、執行部としても、町民・議会に対して事を明らかにするため、様々な検討を行った結果、加美町の自然・財産を守るため、今回の訴えの提起に至ったものであります。

今回、この訴えの提起を認めない、反対するということは、今まで特別委員会・議会で行ってきた議論及び執行部に対する要請に対し、はしごを外す行為であり、議会及び議会人として矛盾する行為であり、あるまじき行為であると考えます。

議員各位の良識ある判断をお願いし、議案第55号に対して賛成の立場の討論といたします。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。4番味上庄一郎君。

〔4番 味上庄一郎君 登壇〕

○4番（味上庄一郎君） 私は、議案第55号訴えの提起について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、尾出議員から述べられた反対討論は、全く理解できるものではありません。

今回の訴えの提起は、これまで何度も特別委員会で議論してきました。

ゴルフ場の土地取得については、令和3年4月23日の臨時議会の内容など、疑問が山積みであります。特に、臨時議会の説明の中では、融資をしてもらうために土地が必要だ、抵当に入れる必要がある、そういった説明であり、融資先を問うても、相手先があることで言うことはできない、この一点張りでありました。

そうした中で、我々があの時、融資先がカナディアン・ソーラーのファンド会社であるということが分かっていたら、この議会が土地買い戻しに賛成したでしょうか。

そういったことも審議するために、明らかにするために、今回の訴えの提起があります。

町は、多くの町民から寄せられる、豊かな自然を守るためという声に応えるために、この案件であります。

訴えの提起の内容は適正であり、さらに7月5日特別委員会において、全会一致で反対決議を可決いたしました。さらには、7月26日臨時議会においても、補正予算で165万円の行政訴訟弁護士委託料を可決しております。このように進んできたこの問題に対して、自らの行為を自ら覆す暴挙に賛同できるはずはありません。

議員各位の良識ある判断をお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号訴えの提起についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、議案第55号訴えの提起については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 令和6年度加美町一般会計補正予算（第6号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、議案第56号令和6年度加美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第56号令和6年度加美町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

今回、規定予算に歳入歳出それぞれ3,470万円を追加し、歳入歳出それぞれ139億7,746万円とする補正予算であります。

主な内容につきましては、7月25日の大雨及び8月11日から12日にかけて本町に接近した台風5号へ対応した職員手当等のほか、7月25日の大雨により被害を受けた農道及び町道等の災害復旧に関する予算を追加するものでございます。

歳入の主なものについては、繰入金として財政調整基金繰入金2,000万円増、町債として災害復旧債1,470万円増であります。

歳出の主なものについては、消防費で時間外勤務手当1,301万9,000円増、災害復旧費で農道等災害復旧工事400万円増、町道等災害復旧工事1,400万円増などのほか、予備費を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号令和6年度加美町一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号令和6年度加美町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 事務調査に関する決議案について

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議発第3号事務検査に関する決議案についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明をお願いいたします。三浦又英君ご登壇願います。

〔7番 三浦又英君 登壇〕

○7番（三浦又英君） 提案理由につきまして、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

事務検査に関する決議。地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

1、検査事項。（1）やくらいゴルフ場の土地売買の発端となった平成25年6月17日以降の経過と報告に関する事項、（2）やくらいゴルフ場に係るCS宮城やくらいGC太陽光発電事業の経過と報告に関する事項。

2、検査方法。（1）関係書類及び報告書の提出を求める。（2）検査は再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会（以下「同特別委員会」という）に付託して行う。

3、検査権限。本議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を同特別委員会に委任する。

4、検査期限。同特別委員会は1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

理由、令和3年4月23日の第4回臨時会において、町が所有していたゴルフ場の土地などを株式会社チームトレインへ売却することを議決した。令和6年6月20日付の河北新報において、臨時会があった当日に約4倍の価格で外資系発電会社に転売されたという記事が掲載され、町民にも不信感が高まっている。議会としても事実関係を検証するため、本件に関わる事務検査を要するものとして決議する。令和6年8月28日宮城県加美町議会。

補足説明をさせていただきます。

このことについて、令和6年7月5日の同特別委員会において、関係する経過記録・文書について町に提出を求めることを決定し、令和6年7月8日に議長から町長に文書にて要請しておりますが、今後においても関係書類の追加提出を要求することも想定されるので、改めて地

方自治法第98条第1項の規定により、事務検査に関する決議をするものであります。

以上、提案の趣旨をご理解いただきまして、議員各位のご賛同を賜りますよう切にお願い申し上げます。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号事務検査に関する決議案についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議発第3号事務検査に関する決議案については原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に附議された案件の審議はすべて議了いたしました。

これで、令和6年加美町議会第4回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前10時58分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月28日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 伊藤由子

署名議員 木村哲夫